

兵庫県公報

平成31年4月19日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）…………… 1

公布された法令のあらまし

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第25号）

1 次の普通県営住宅を建設により整備し、家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層耐火住宅	明石長坂寺住宅	明石市魚住町長坂寺	88戸

2 借上期間の満了に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通高層耐火住宅 4団地 95戸

3 普通県営住宅の借上期間の満了による再借上げに伴い、次の普通県営住宅の家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層耐火住宅	ポートアイランド住宅	神戸市中央区港島中町3丁目	3戸
	ポートアイランド住宅	神戸市中央区港島中町3丁目	1戸
	ポートアイランド住宅	神戸市中央区港島中町3丁目	1戸
	フレール須磨たかとり住宅	神戸市須磨区大池町5丁目	54戸

4 借上げに係る普通県営住宅の返還に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通高層耐火住宅 5団地 88戸

普通中層耐火住宅 2団地 2戸

5 県営住宅に設置する駐車場を整備し、その名称、位置等を定めることとした。

名 称	位 置	1区画当たりの月額 の限度額（円）
姫路御着住宅駐車場	姫路市御国野町御着	6,200
明石長坂寺住宅駐車場	明石市魚住町長坂寺	8,200

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月19日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第25号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和35年兵庫県規則第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部普通高層耐火住宅の款中184の項を185の項とし、183の項の次に次のように加える。

184	H29	明石長坂寺住宅	明石市魚住町長坂寺	8階建	16	0.6567	49,200
					16	0.8699	67,700
					32	0.9037	67,700
					16	1.0362	80,600
					8	1.1852	92,200

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款1の項から3の項までを次のように改める。

1 か ら 3 ま で	削除
----------------------------	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款11の項中

「

4	0.6754	63,100
3	0.6754	63,500

」

を

「

2	0.6754	63,100
---	--------	--------

」

に、

「

3	0.6754	64,500
3	0.6754	65,000
1	0.6754	66,600
1	0.6754	66,700
1	0.6754	67,100

」

を

「

2	0.6754	64,500
2	0.6754	65,000
1	0.6754	66,700

」

に、

「

3	0.8349	74,700
---	--------	--------

」

を

「

2	0.8349	74,700
---	--------	--------

」

に、

「

3	0.8349	77,300
1	0.8349	77,500
1	0.8349	78,400

」

を

「

2	0.8349	77,300
1	0.8349	77,500

」

に、

「

9	1.0979	91,800
3	1.0979	93,100
6	1.0979	93,800
3	1.0979	95,700
2	1.0979	96,400
1	1.0979	97,500
1	1.1914	102,200
3	1.1914	105,000

」

を

「

4	1.0979	91,800
1	1.0979	93,100
6	1.0979	93,800
2	1.1914	105,000

」

に、

「

2	1.1914	107,300
1	1.1914	108,100

」

を

「

1	1.1914	107,300
---	--------	---------

」

に改め、同款12の項中

「

2	0.7075	58,800
---	--------	--------

」

を

「

1	0.7075	58,800
---	--------	--------

」

に、

「

6	0.7075	59,600
---	--------	--------

」

を

「

5	0.7075	59,600
---	--------	--------

」

に、

「

1	0.7075	62,700
1	0.7075	62,800
1	0.7075	63,200
1	0.8685	69,500
1	0.8685	71,900

」

を

「

1	0.7075	62,800
1	0.8685	69,500

」

に、

「

1	0.8685	77,400
1	0.8879	69,000

」

を

「

1	0.8685	77,400
---	--------	--------

」

に、

「

2	0.9596	78,300
---	--------	--------

」

を

「

1	0.9596	78,300
---	--------	--------

」

に、

「

1	0.9649	81,400
3	0.9649	81,700

」

を

「

2	0.9649	81,700
---	--------	--------

」

に、

「

2	1.1330	87,500
---	--------	--------

」

を

「

1	1.1330	87,500
---	--------	--------

」

に、

「

1	1.1523	81,800
1	1.1523	82,700
1	1.1523	83,900
2	1.1523	85,800

」

を

「

1	1.1523	82,700
1	1.1523	85,800

」

に、

「

1	1.1523	87,100
1	1.1523	87,400
2	1.1523	87,700
4	1.1523	88,100

」

を

「

1	1.1523	87,400
2	1.1523	88,100

」

に、

「

1	1.1523	90,900
1	1.1523	91,700

」

を

「

1	1.1523	90,900
---	--------	--------

」

に、

「

1	1.2188	91,500
2	1.2188	92,100
2	1.2188	92,500
1	1.2188	92,600

」

を

「

1	1.2188	92,100
---	--------	--------

」

に、

「

2	1.2188	93,500
1	1.2188	93,600
1	1.2188	93,900

」

を

「

1	1.2188	93,500
---	--------	--------

」

に、

「

2	1.2188	95,700
3	1.2188	96,100
1	1.2188	96,200

2	1.2188	96,400
1	1.2188	96,800
1	1.2188	97,300

」

を

「

1	1.2188	95,700
2	1.2188	96,100
1	1.2188	96,400
1	1.2188	96,800

」

に、

「

1	1.2381	90,700
2	1.2381	91,300

」

を

「

1	1.2381	90,700
---	--------	--------

」

に、

「

1	1.2381	92,700
2	1.2381	93,400

」

を

「

1	1.2381	92,700
---	--------	--------

」

に改め、同款16の項中

「

2	0.6715	59,400
---	--------	--------

」

を

「

1	0.6715	59,400
---	--------	--------

」

に、

「

6	0.6715	62,200

10	0.6715	62,600
2	0.6715	62,900
2	0.6715	63,100
6	0.6715	63,500

」

を

「

4	0.6715	62,200
9	0.6715	62,600
1	0.6715	62,900
2	0.6715	63,100
5	0.6715	63,500

」

に、

「

1	0.6715	64,200
1	0.6715	64,500

」

を

「

1	0.6715	64,200
---	--------	--------

」

に、

「

1	0.8295	73,500
6	0.8295	74,200
1	0.8295	74,300

」

を

「

5	0.8295	74,200
---	--------	--------

」

に、

「

2	0.8295	76,800
---	--------	--------

」

を

「

1	0.8295	76,800
---	--------	--------

」

に、

「

1	0.8295	77,100
1	1.0846	84,000

」

を

「

1	0.8295	77,100
---	--------	--------

」

に、

「

1	1.0846	89,100
1	1.0846	91,600

」

を

「

1	1.0846	89,100
---	--------	--------

」

に、

「

3	1.1165	92,300
---	--------	--------

」

を

「

1	1.1165	92,300
---	--------	--------

」

に、

「

2	1.1837	93,600
1	1.1837	95,500
3	1.1837	96,200

」

を

「

2	1.1837	96,200
---	--------	--------

」

に、

「

2	1.2156	101,900
---	--------	---------

」

を

「

1	1.2156	101,900
---	--------	---------

」
に改め、同款45の項を次のように改める。

45	削除	
----	----	--

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款55の項中

「

3	0.7011	65,100
---	--------	--------

」

を

「

2	0.7011	65,100
---	--------	--------

」

に、

「

2	0.8903	80,500
---	--------	--------

」

を

「

1	0.8903	80,500
---	--------	--------

」

に改め、同款に次のように加える。

94	H31	4	S55	ポートアイランド住宅	神戸市中央区港島中町3丁目	14階建	1	1.0329	71,000
							1	1.0436	69,400
							1	1.0436	69,700
95	H31	4	S56	ポートアイランド住宅	神戸市中央区港島中町3丁目	14階建	1	0.9387	73,100
96	H31	4	S58	ポートアイランド住宅	神戸市中央区港島中町3丁目	14階建	1	0.4993	50,900

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款1の項を次のように改める。

1	削除	
---	----	--

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款6の項中

「

1	0.6044	39,700
1	0.6044	39,800

」

を

「

1	0.6044	39,800
---	--------	--------

」

に改める。

別表第5 姫路御着鉄筋住宅駐車場の項中「姫路御着鉄筋住宅駐車場」を「姫路御着住宅駐車場」に改め、

同表明石清水鉄筋住宅駐車場の項の次に次のように加える。

明石長坂寺住宅駐車場	明石市魚住町長坂寺	8,200
------------	-----------	-------

第2条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款1の項から4の項までを次のように改める。

1 か ら 4 ま で	削除
----------------------------	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える。

97	H31	4	H11	フレール須磨 たかとり住宅	神戸市須磨区大 池町5丁目	7階建	1	0.6970	58,000
							3	0.6970	59,400
							1	0.6970	60,000
							1	0.6970	60,400
							3	0.6970	60,600
							1	0.6970	61,900
							4	0.8598	68,600
							7	0.8598	70,200
							4	0.8598	70,900
							2	0.8598	71,500
							2	1.0473	75,000
							2	1.0473	77,700
							7	1.0473	79,600
							2	1.0473	79,900
							1	1.0473	80,300
							2	1.0473	80,400
							2	1.0473	81,300
							3	1.0473	81,500
							1	1.2188	83,700
							1	1.2188	88,200
2	1.2188	91,600							
1	1.2188	93,500							
1	1.2188	94,100							

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定（次号に規定する改正規定を除く。） 平成31年4月20日

- (2) 第1条のうち、兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の1の部普通高層耐火住宅の款中184の項を185の項とし、183の項の次に次のように加える改正規定、同規則別表第5 姫路御着鉄筋住宅駐車場の項の改正規定及び同表明石清水鉄筋住宅駐車場の項の次に次のように加える改正規定 令和元年5月1日
- (3) 第2条の規定 平成31年4月29日